令和８年第２回上里町議会臨時会会議録第１号

令和８年５月１日（金曜日）

議事日程　本日の会議に付した事件

日程第　１　仮議席の指定について

日程第　２　（選挙第１号）上里町議会議長選挙について

（追加日程）

日程第　１　議席の指定について

日程第　２　会議録署名議員の指名について

日程第　３　会期の決定について

日程第　４　提出議案の報告について

日程第　５　諸報告について

日程第　６　（選挙第２号）上里町議会副議長選挙について

日程第　７　常任委員会委員の選任について

日程第　８　議会運営委員会委員の選任について

日程第　９　（選挙第３号）児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙について

日程第１０　（選挙第４号）本庄上里学校給食組合議員選挙について

日程第１１　（町長提出承認第　２号）専決処分の承認を求めることについて

日程第１２　（町長提出承認第　３号）専決処分の承認を求めることについて

日程第１３　（町長提出議案第２６号）監査委員の選任について

出席議員（１４人）

１番	赤沼泰成 君	２番	清水祐子 君
３番	上野文一 君	４番	石井慎也 君
５番	伊藤　覚 君	６番	金子義則 君
７番	黛　浩之 君	８番	飯塚賢治 君
９番	猪岡　壽 君	１０番	植原育雄 君
１１番	新井　實 君	１２番	沓澤幸子 君
１３番	髙橋　仁 君	１４番	戸矢隆光 君

欠席議員　なし

説明のため出席した者

町長	山下博一 君	副町長	島田邦弘 君
教育長	齊藤雅男 君	総務課長	吉村貴文 君
総合政策課長	飯塚宏志 君	税務課長	田尻光臣 君

事務局職員出席者

事務局長	神村輝行	係長	長谷川紀江

◎開会・開議

午前９時２５分開会・開議

○臨時議長（新井　實君）　ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和８年第２回上里町議会臨時会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第１　仮議席の指定について

○臨時議長（新井　實君）　仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の席を仮議席と指定いたします。

◎日程第２　選挙第１号　上里町議会議長選挙について

○臨時議長（新井　實君）　日程第２、選挙第１号　上里町議会議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

上里町議会議長選挙を行うに当たり、上里町議会基本条例第17条及び上里町議会会議規則第26条の２に基づき、議長志願者の所信を表明する機会を設けます。所信を表明したい議員は発言を許可いたします。

戸矢隆光議員。よろしくお願いします。

〔１番　戸矢隆光君発言〕

○１番（戸矢隆光君）　皆さんおはようございます。仮議席番号１番の戸矢隆光です。

本日の議長選出に当たりまして、所信を述べさせていただく機会を与えていただき、感謝を申し上げます。

私は本日をもって３期目に入りました。この８年間、議会や委員会、様々な催しにつきましても、最優先で可能な限り出席をさせていただきました。今後も引き続きやっていくつもりでおります。

議会におきましては、町民の負託を受けた代表として、常に住民の目線に立ちながら是々非々の立場で活動をしてまいりました。議会の役割としては、二元代表制の下で執行部局と対等な関係を保ちながら町の最高決定機関であることを認識し、町民全体の福祉の向上や豊かな町づくりの構築に努めるとともに、令和３年６月に制定された議会基本条例を基に行動もしてまいりました。

議長としての役割については、議会を代表して公正で民主的かつ公正な立場において職務を行い、効率的な運営に心がけて活動していきたいと考えるとともに、町民参加を基本とした町づくりを推進し、議会の公平性、透明性を確保し、分かりやすい開かれた議会を目指していき

たいと考えております。

私は、議長としての取組については、取り組みたい点が３点ほどあります。

１つは、議員同士間の意思の疎通について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議会にどうしたら関心を持ってもらえるか、今回の選挙の投票率が前回に比べ低かった、これはなぜなのか、これについてもしかるべき時期までに検討していきたいと考えております。

最後については、今回、３人の新しい人が同僚議員として加わっていただきましたが、他の市議会や町議会に比べてどのように感じているのか、今まで外から見ていて感じたことなど、率直な意見を聞いてみたいと考えております。それらのことにより、今後の方針などの参考にしていきたいと考えるところであります。また、今述べましたことなどにつきましては、先輩議員や同僚議員などアドバイスをいただきながら、アンケートやヒアリングなどについても行っていけたらと考えております。

どうか皆様の御賛同と御支持を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、所信表明とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○臨時議長（新井　實君）　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（新井　實君）　ないようですので、議長志願者の所信を表明する機会を終了いたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○臨時議長（新井　實君）　ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に１番戸矢隆光議員、２番髙橋仁議員、３番赤沼泰成議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（新井　實君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（新井　實君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（新井　實君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

○臨時議長（新井　實君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（新井　實君）　投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票いたします。先ほどの立会人に指名いたしました戸矢隆光議員、髙橋仁議員、赤沼泰成議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

○臨時議長（新井　實君）　会議規則第33条第１項の規定により、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員に符合いたします。

有効投票14票、無効投票数０票。

有効投票のうち、戸矢隆光議員　14票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は４票であります。

よって、戸矢隆光議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

○臨時議長（新井　實君）　ただいま議長に当選されました戸矢隆光議員が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により告知いたします。

議長に当選されました戸矢隆光議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔１番　戸矢隆光君発言〕

○１番（戸矢隆光君）　ただいま議長選挙によりまして皆様から御支持をいただきました戸矢でございます。誠心誠意頑張りたいと思いますので、皆さん方の御協力をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○臨時議長（新井　實君）　それでは、暫時休憩いたします。

午前９時４５分休憩

午前１０時５分再開

○議長（戸矢隆光君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１　議席の指定について

○議長（戸矢隆光君）　議席の指定を行います。

議席は会議規則第４条第１項の規定により、議長において指定します。

各議員の議席を事務局をして発表いたさせます。

事務局。

〔事務局長　神村輝行君朗読〕

○事務局長（神村輝行君）　読み上げます。

１番赤沼泰成議員、２番清水祐子議員、３番上野文一議員、４番石井慎也議員、５番伊藤覚議員、６番金子義則議員、７番黛浩之議員、８番飯塚賢治議員、９番猪岡壽議員、10番植原育雄議員、11番新井實議員、12番沓澤幸子議員、13番髙橋仁議員、14番戸矢隆光議員。

○議長（戸矢隆光君）　ただいま発表したとおり、各議員の議席を指定いたしました。

暫時休憩いたします。休憩中に議席の移動をお願いいたします。

午前１０時６分休憩

午前１０時７分再開

○議長（戸矢隆光君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第２　会議録署名議員の指名について

○議長（戸矢隆光君）　会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、１番赤沼泰成議員、２番清水祐子議員、３番上野文一議員、以上の３名を本会議中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第３　会期の決定について

○議長（戸矢隆光君）　日程第３、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

◎日程第４　提出議案の報告について

○議長（戸矢隆光君）　日程第４、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。朗読については省略させていただきます。

◇

◎日程第５　諸報告について

○議長（戸矢隆光君）　日程第５、諸報告について。

地方自治法第121条第１項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎日程第６　選挙第２号　上里町議会副議長選挙について

○議長（戸矢隆光君）　日程第６、選挙第２号　上里町議会副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

上里町議会議長選挙を行うに当たり、上里町議会基本条例第17条及び上里町議会会議規則第26条の２に基づき、副議長志願者の所信を表明する機会を設けます。所信を表明したい議員は発言を許可いたします。

５番伊藤覚議員。

〔５番　伊藤　覚君発言〕

○５番（伊藤　覚君）　議席番号５番伊藤覚です。

このたび上里町議会副議長選挙に立候補することといたしました。副議長立候補に当たり、所信表明を申し上げます。

2022年２月に始まったロシアによるウクライナ軍事侵攻が長期化し終わりが見えない中、今年２月にはアメリカがイランへの大規模な軍事攻撃を開始いたしました。報復の応酬やホルムズ海峡の閉鎖によって石油関連資源などの供給不足、価格上昇が世界経済を下振れさせています。日本国内においても、あらゆる面に悪影響が及んでおり、石油関連製品が製造停止や供給不足になるなど、この先はまだまだ不透明です。今後、議会としては、町民の皆様が不安なく安心して暮らせる施策を執行部に提案していかなければなりません。

また、上里町議会基本条例の目的とする議会の活性化を図り、町民の負託に応えられる開かれた議会運営を実現し、町民全体の福祉の向上と豊かな町づくりの実現を目指し、二元代表制の一翼を担う自治体の議会機能が十二分に発揮できるよう努力し、活動してまいります。

昨今デジタル化が急速に進んでいく中、町民の皆様には、広報広聴活動による情報提供、説明責任がしっかりと果たせるよう取り組んでまいります。

副議長は、議会の代表者である議長の補佐また代理として、様々な会議への出席、近隣市町

議会との連携等の役割があると認識しております。

今後は、議員の皆様の御協力をいただきながら、全力で議長を支え、議会の活性化及び町民から信頼される議会の実現のために尽力したいと決意しております。

議員の皆様の特段の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（戸矢隆光君）　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸矢隆光君）　ないようですので、副議長志願者の所信を表明する機会を終了いたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○議長（戸矢隆光君）　ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に１番赤沼泰成議員、２番清水祐子議員、３番上野文一議員、以上の３名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（戸矢隆光君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

○議長（戸矢隆光君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました赤沼泰成議員、清水祐子議員、上野文一議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

○議長（戸矢隆光君）　会議規則第33条第１項の規定により、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

有効投票数14票、無効投票数０票。

有効投票のうち、伊藤　覚議員　14票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は４票であります。

よって、伊藤覚議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

○議長（戸矢隆光君）　ただいま副議長に当選されました伊藤覚議員が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました伊藤覚議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔５番　伊藤　覚君発言〕

○５番（伊藤　覚君）　ただいま皆様から承認をいただき副議長に選任されました伊藤覚でございます。

今後は議長の片腕となり、全力を出して議長を支えていきたいと思いますので、皆様のさらなる御支援のほどよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（戸矢隆光君）　暫時休憩いたします。

午前１０時２６分休憩

午前１１時４０分再開

○議長（戸矢隆光君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第７　常任委員会委員の選任について

○議長（戸矢隆光君）　日程第７、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第８条第２項及び第３項の規定によって指名したいと思います。

議長が指名する各議員の所属常任委員会を事務局をして報告をいたさせます。

事務局。

〔事務局長　神村輝行君朗読〕

○事務局長（神村輝行君）　報告いたします。

総務経済常任委員会、赤沼泰成議員、上野文一議員、石井慎也議員、伊藤覚議員、黛浩之議員、飯塚賢治議員、新井實議員。

文教厚生常任委員会、清水祐子議員、金子義則議員、猪岡壽議員、植原育雄議員、沓澤幸子議員、髙橋仁議員、戸矢隆光議員。

議会広報広聴常任委員会、赤沼泰成議員、清水祐子議員、上野文一議員、石井慎也議員、伊藤覚議員、金子義則議員、植原育雄議員。

以上になります。

○議長（戸矢隆光君）　お諮りいたします。

ただいま事務局の報告のとおり指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、各議員の所属常任委員会委員を選任することに決定しました。

◎日程第８　議会運営委員会委員の選任について

○議長（戸矢隆光君）　日程第８、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第８条第２項及び第３項の規定により、黛浩之議員、飯塚賢治議員、猪岡壽議員、新井實議員、沓澤幸子議員、髙橋仁議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました黛浩之議員、飯塚賢治議員、猪岡壽議員、新井實議員、沓澤幸子議員、髙橋仁議員を選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選について、議会委員会条例第９条第２項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前１１時４３分休憩

午前１１時４３分再開

○議長（戸矢隆光君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎報告事項

○議長（戸矢隆光君）　各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務経済常任委員長に石井慎也議員、同じく副委員長に上野文一議員、文教厚生委員長に金子義則議員、同じく副委員長に清水祐子議員、議会広報広聴常任委員長に植原育雄議員、同じく副委員長に赤沼泰成議員、議会運営委員会委員長に沓澤幸子議員、同じく副委員長に黛浩之議員。

以上のとおりであります。

暫時休憩いたします。

午前１１時４５分休憩

午後１時２０分再開

○議長（戸矢隆光君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第９　選挙第３号　児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙について

○議長（戸矢隆光君）　日程第９、選挙第３号　児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議員には、14番戸矢隆光議員と５番伊藤覚議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました14番戸矢隆光議員と５番伊藤覚議員を児玉郡市広域市町村圏組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました14番戸矢隆光議員と５番伊藤覚議員が児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選されました。

ただいま児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選されました14番戸矢隆光議員と５番伊藤覚議員が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により告知いたします。

児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選されました14番戸矢隆光議員と５番伊藤覚議員は後ほど承諾の提出をお願いいたします。

◎日程第１０　選挙第４号　本庄上里学校給食組合議員選挙について

○議長（戸矢隆光君）　日程第10、選挙第４号　本庄上里学校給食組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

本庄上里学校給食組合議員に１番赤沼泰成議員、２番清水祐子議員、３番上野文一議員の以上の３名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました１番赤沼泰成議員、２番清水祐子議員、３番上野文一議員を本庄上里学校給食組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました１番赤沼泰成議員、２番清水祐子議員、３番上野文一議員が本庄上里学校給食組合議員に当選されました。

ただいま本庄上里学校給食組合議員に当選されました１番赤沼泰成議員、２番清水祐子議員、３番上野文一議員が議場におられますので、会議議規則第33条第２項の規定により告知いたします。

本庄上里学校給食組合議員に当選されました１番赤沼泰成議員、２番清水祐子議員、３番上野文一議員は、後ほど承諾の提出をお願いいたします。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎日程第１１　町長提出承認第２号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（戸矢隆光君）　日程第11、町長提出承認第２号　専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君）　お願い申し上げました承認第２号　専決処分の承認を求めることについての御説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和８年３月31日、地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律などが公布されたことに伴い、上里町税条例の一部を改正する条例について、令和８年３月31日に地方自治法第179条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づき御報告させていただき、承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和８年４月１日に施行されたことに伴い、軽自動車税環境性能割の廃止に係る見直しや、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」などについて見直しを行うため、上里町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について、条文ごとに御説明申し上げます。

まず、第18条の３は、軽自動車税の納税証明事項について、第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金についての規定でございます。軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、第18条の３本文中では「種別割」とあるのを「軽自動車税」に改め、第19条では条文を削除するものです。

第33条は、所得割の課税標準についての規定でございます。地方税法の改正に合わせて、同

条第３項の総所得金額から控除する特定配当等に、特定大口株主配当等を追加するものです。

第80条は軽自動車税の納税義務者等について、第81条は軽自動車税のみなす課税についての規定でございます。軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、各条文中「種別割」を「軽自動車税」に改め、地方税法の改正に合わせて、環境性能割に係る事項を削除するものです。

第81条の３から第81条の９は、軽自動車税環境性能割の課税標準や徴収方法などに係る規定ですが、軽自動車税環境性能割の廃止等に伴い、各条文を削るものでございます。

第82条から第91条は、軽自動車税種別割に係る規定ですが、軽自動車税環境性能割の廃止等に伴い、各条文中「種別割」を「軽自動車税」に改め、引用様式の変更等を行うものです。

制定附則第７条の３は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての規定でございます。地方税法附則第５条の４の削除に伴い、同条を削り、制定附則第７条の３の２を制定附則第７条の３に改め、引用条文の項ずれなどを改正するものです。

制定附則第８条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例の規定であり、地方税法附則第５条の４の削除に伴い、参照条文を改め、併せて適用期限を３年間延長するものです。

制定附則第10条の２は、固定資産税等の課税標準の特例の規定でございます。同条第３項から第17項は、地方税法附則第15条の改正による引用条文の項ずれや特例割合の改正及び対象施設の変更により同条第７項、第11項から第13項を削り、項ずれなどの改正を行うものです。

また、同条に、令和８年４月１日から令和11年３月31日までの間に国の補助を受けてバリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例割合を定め、工事完了の翌年度から２年度分の課税標準を３分の１とする第14項を新たに追加するものです。

制定附則第10条の３は、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であります。同条第６項から第13項は、地方税法施行令附則第12条の改正による引用条文の項ずれを改め、前条第14項の規定の適用を受けようとする者の申告書に係る規定として同条に第14項を新たに追加するものです。

制定附則第15条の２から制定附則第15条の６は、軽自動車税の環境性能割に係る特例の規定ですが、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削るものです。

制定附則第16条及び制定附則第16条の２は、軽自動車税種別割のグリーン化特例の規定でありますが、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、各条文中「種別割」とあるのを「軽自動車税」に改め、引用条文の変更及び項ずれなどを改めるとともに、燃費性能等の優れた車両の普及促進を継続するため、特例適用期限を２年延長するものです。

制定附則第16条の３から制定附則第17条、制定附則第18条、制定附則第19条、制定附則第20条から制定附則第20条の３は、町民税の課税の特例の規定ですが、地方税法附則第５条の４の削除に伴い、参照条文を改めるものです。

制定附則第17条の２は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての規定ですが、適用期限を３年延長するものです。

最後に、附則でございますが、第１条は、条例の施行期日を規定し、令和８年４月１日から施行するとしております。

第２条は、固定資産税に関する経過措置を規定し、第１項では、令和８年度以後の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとします。

第２項では、令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に新たに取得した特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税については、なお従前の例によるとします。

第３条は、軽自動車税に関する経過措置を規定し、第１項では、令和８年度以後の軽自動車税について適用するといたします。

第２項では、令和８年３月31日までの三輪以上の軽自動車の取得に対する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるとします。

第３項では、令和７年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるとします。

第４条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、上里町税条例等の一部を改正する条例の附則第６条中「の種別割」を削るものです。

以上で専決処分をいたしました上里町税条例の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（戸矢隆光君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　ないようですので、これで討論を終了します。

これより、承認第２号　専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（戸矢隆光君）　起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◇

◎日程第１２　町長提出承認第３号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（戸矢隆光君）　日程第12、町長提出承認第３号　専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君）　お願い申し上げました承認第３号　専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和８年３月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことなどに伴い、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正について令和８年３月31日に地方自治法第179条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年４月１日に施行されたことなどに伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の見直しや前納に係る納期の規定の追加、低所得世帯に係る軽減判定所得の見直しを行うため、上里町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

まず、第２条は、国民健康保険税の課税額を規定したもので、同条第２項の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げる内容となっております。

次に、第11条は、国民健康保険税の納期を規定したもので、同条第２項中の「次条」を「第12条」に改め、同条の次に、普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期の規定として「第11条の２」を加えるものです。

第20条は、国民健康保険税額の減額を規定したもので、低所得世帯の軽減判定所得の算定に用いる被保険者数に乗ずべき金額を改正するものです。同条第１項の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に、同条同項第２号の５割軽減については、30万5,000円から31万円に、同条同項第３号の２割軽減については、56万円から57万円にそれぞれ引き上げる内容となっております。また、同条第３項第１号は、地方税法施行規則の改正による、引用条文の条ずれを改めるものです。

制定附則第３項、制定附則第４項及び制定附則第６項から制定附則第13項は、国民健康保険税の課税の特例を規定したもので、各条文中「第７条」の次に「、第８条の２」を加えるものです。

最後に、附則でございますが、第１項は、条例の施行期日について規定したものであり、令和８年４月１日から施行するとしております。

第２項は、改正後の上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容は令和８年度分以降の国民健康保険税から適用し、令和７年度分までの国民健康保険税は従前の例によるとするものでございます。

以上で専決処分をいたしました上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（戸矢隆光君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　先ほど全員協議会の中で質問をいたしましたところ、67万円を超える世帯は11世帯増えて53世帯になるということでありましたけれども、この該当する53世帯の中でどのぐらいの所得の方からが、家族数によって違いますでしょうけれども、所得の一番低いというのでしょうか、該当する方で低い所得の方からいると思うんですけれども、そして、その所得に対してこの限度額が何％に当たるのか、お願いしたいと思います。

○議長（戸矢隆光君）　税務課長。

〔税務課長　田尻光臣君発言〕

○税務課長（田尻光臣君）　沓澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

67万円を超える世帯の所得別の世帯数等でございますけれども、医療分の限度額の引上げによりまして67万円の課税限度額を超える53世帯ですけれども、900万円未満が13世帯、900万円以上1,000万円未満が５世帯、1,000万円以上が35世帯という状況でございます。

以上でございます。

○議長（戸矢隆光君）　ほかに質問はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　そうしますと、一番該当する中で900万円未満の一番低い方の最高

限度額が占める割合というのはどうなりますか。

○議長（戸矢隆光君）　税務課長。

〔税務課長　田尻光臣君発言〕

○税務課長（田尻光臣君）　沓澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

大体約800万円、一番最低の方は約800万円の所得でございまして、保険料が限度額67万円、また、他の限度額と合わせて合算で113万円になるわけでございますけれども、113万円が、保険料113万円、所得に対して占める割合は約10％程度を占めるものとなってございます。

以上でございます。

○議長（戸矢隆光君）　ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　専決処分第３号　上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対であります。

いわゆる所得が高い層を上げて、そして、軽減世帯のところの幅を上げるということで、考え方としては、私は間違ってはいないと思います。５割軽減、２割軽減の世帯が広がって、79万円負担減になるということで、その部分は私は納得できるんですけれども、ただいま質問したとおり、すごくうんと豊かな層じゃないと思うんですね。所得800万円のところで、今回１万円の値上げというふうに思いますけれども、今年度から子ども・子育て分も新たに３万円加わっていますので、前年度から比べると納税者にとっては４万円、限度額が上がるという、そのぐらいの負担感だと思います。ですので、うんと豊かで全然動揺しないぐらいの収入のところで上げる部分でしたら反対はしないんですけれども、あまりにも負担感が重いんじゃないかなというふうに思いますので、反対としたいと思います。

○議長（戸矢隆光君）　ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第３号　専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（戸矢隆光君）　起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

◇

◎日程の追加について

○議長（戸矢隆光君）　お諮りいたします。

ただいま町長から議案第26号　監査委員の選任についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第26号　監査委員の選任についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第１３　町長提出議案第２６号　監査委員の選任について

○議長（戸矢隆光君）　日程第13、町長提出議案第26号　監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、７番黛浩之議員の退席を求めます。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長　山下博一君発言〕

○町長（山下博一君）　御提案申し上げました議案第26号　監査委員の選任について御説明申し上げます。

議会選出の監査委員でございます新井實氏が、４月30日をもちまして、議員の任期満了に伴い、監査委員の任期も併せて満了となりました。

つきましては、議会選出の監査委員が欠員となりますことから、議会議長へ後任者の推薦をお願いしておりました。このたび、議会からの推薦に基づき、新たに監査委員を選任したく、追加提案を申し上げるものでございます。

御提案は、議会選出の監査委員に大字三町965番地１、黛浩之氏、昭和43年９月11日生まれを地方自治法第196条第１項の規定によって議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

慎重に御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（戸矢隆光君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第26号　監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（戸矢隆光君）　起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定しました。

７番、黛浩之議員の退席を解きます。議席にお戻りください。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（戸矢隆光君）　次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸矢隆光君）　御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

◎閉　　会

○議長（戸矢隆光君）　以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和８年第２回上里町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時５０分閉会